

2024年度(令和6年度)

人権教育・啓発事業実施計画
(重点トピックス)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

○ 総務部	1
○ 総合政策環境部	2
○ 文化生活部	3
○ 文化生活部（人権啓発推進室）	4
○ 健康福祉部	5
○ 商工労働観光部	8
○ 農林水産部	9
○ 建設交通部	10
○ 教育庁	11

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

総務部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業等	その他主要事業	国や市町村とも連携して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拉致被害者等やそのご家族はご高齢となっており、拉致問題の解決には一刻の猶予も許されない。 ・取組を実施するに当たっては、外国人へのヘイトスピーチや差別・排除行為が誘発されないよう、十分に配慮する。 	④-2

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

総合政策環境部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	京都府総合計画	その他主要事業	「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」に基本的な考え方として明記している「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」や令和4年12月に改定した府政運営の指針「京都府総合計画」の将来構想に掲げる「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」の実現を目指し、「京都府総合計画」の進捗管理を通じて、計画の着実な推進を図る。	基本計画の分野別基本施策の一つに「人権が尊重される社会」を掲げ、数値目標に「1年間の間にインターネット（フェイスブックやツイッターなど）によって、いじめ、誹謗中傷をされたことのない人の割合」を設定しており、第三者への意見聴取や数値目標の評価など「京都府総合計画」の進捗管理を通じて様々な人権問題の解決につなげる。	-
②	公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成	その他主要事業	公益財団法人世界人権問題研究センターの運営に対する助成	<p>〔センターの取組と今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果については、季刊誌等の発行や、人権大学講座などの主催事業、京都府・府内市町村等からの依頼による研修講師派遣などを通じて府民に還元 ・R5は、人権大学講座を15回、講師派遣を27件実施 ・今後は、センターの京都市立芸術大学内への移転（R5）を契機として、府市民が人権について学び交流する拠点として、芸術や環境など様々な分野との連携・交流を通じた新たな研究とその成果の府民還元に取り組む。 	⑤-1

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

文化生活部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	京都ウィメンズベース事業	その他主要事業	「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援する。	企業の女性社員のキャリア意識の向上や企業の枠組を超えた交流機会の創出を図るとともに積極的な広報周知に取り組み、オール京都で女性活躍の機運を高めているが、職場や地域などの分野で依然として女性の社会進出が進んでおらず、各分野でのリーダー育成が必要であり、「女性活躍推進法」に基づき、「輝く女性応援京都会議」の構成団体が連携して京都における女性の活躍を推進していく。	⑥-11
②	マザーズジョブカフェ推進事業	その他主要事業	働きながら子育てしたい女性などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援する。	働きながら子育てしたい女性を中心に就業相談、職業紹介に加え、子育て支援サービス情報の提供や就職活動中の一時保育などを実施し、就業までの一連のプロセスを総合的に支援する取組は女性が活躍する上で重要であり、引き続き取組を行っていく。	⑥-13
③	女性つながりサポート事業	その他主要事業	コロナ禍や物価高を背景とした様々な困難・課題を抱える女性に対して支援する。	コロナ禍や物価高を背景に、女性が抱える問題が多様化・深刻化していることから、民間団体と連携した無料電話相談やカウンセリング、SNS相談を実施するとともに、男女共同参画センターにおける女性相談や女性支援の啓発及び女性相談員の人材育成を実施していく。	⑥-14
④	ドメスティック・バイオレンス対策事業	その他主要事業	DV（ドメスティック・バイオレンス）を防止をするため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施する。	DVは、経済力の格差などの社会的・構造的な問題を背景としており、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっているため、「DV計画（第5次）」に基づき、被害者支援や防止対策をより推進するため普及啓発活動を実施し、被害者に的確な情報を届けるとともに、府内全域でDV根絶の機運を高めていく。	⑥-15
⑤	消費者あんしんサポート事業費	その他主要事業	府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口である市町村相談センターの支援を実施 ・悪質商法等被害の未然防止を図るため、見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施 ・成年年齢引下げ対策として、学校等における消費者教育の支援や、若年者を対象とした悪質商法等による消費者被害防止対策を実施 ・消費者市民社会の構築に向けた消費者教育を展開 	⑥-17

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

文化生活部（人権啓発推進室）

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	SNSによる広告啓発事業	新規	新たにSNS上での広告等を活用したインターネット上の広報啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで新聞やテレビ、ラジオ等既存の媒体やホームページ、街頭啓発等を中心に府民向けの広報・啓発を実施 ・インターネットの利用が進む中、府民の情報取得方法の変化に対応した啓発が必要 ・SNSの利用が進んでいることを踏まえ、バナー広告や動画広告等を活用した啓発を新たに実施 	⑦-8
②	人権啓発イメージソング活用事業	改善・見直し	人権啓発イメージソングの演奏、手話を交えた歌唱等を通じ、人権について考える親しみやすい機会を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージソングをきっかけに、府民に人権について考えていただく事業として、学校や市町村のイベントを中心に開催してきたが、参加いただく層の固定化や参加者数の確保が課題 ・R5で10年の節目を迎え、これまでの活動に加え、府民参加型の取組等、人権について考える「多様なきっかけ」づくりにつながる取組を検討・実施 	⑦-1
③	京都ヒューマンフェスタ2024	その他主要事業	人権問題について主体的に学ぶ機会を提供するため、親しみやすい人権啓発総合イベントを開催	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題を身近な問題として気づき、考え、行動につなげていくことを目的に、毎年開催している主要事業 ・R5についてはコロナ5類移行に伴い、全面リアル開催で約3,000人の参加を得るなど、一定の成果があったものと認識 ・メインイベント以外の時間帯は滞留人数が減少し、1日楽しんでもらうイベントにするには工夫が必要と認識 ・R6についても、京都テルサにおいて11月に開催予定（内容については今後検討） 	⑦-9
④	インターネット上の人権侵害対策	その他主要事業	関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害の啓発等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報通信が、社会経済活動や個人の生活に欠かせないものとなる中、インターネット上の人権侵害を防止するためには、利用者一人ひとりが「加害者にも被害者にもならない」意識と必要な知識、スキル等を身に着けることが重要 ・こうした観点から府民に対し啓発を行いインターネット上の人権侵害の状況、具体例、法令、相談窓口等の知識等を身に着けて対処できるよう目指していく。また、インターネット上の人権侵害について市町村と共同でモニタリングを実施し、効率等を検討しながらさらに早期発見に努めていく。 	⑦-17

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

健康福祉部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	看取りプロジェクト推進事業	その他主要事業	超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制を構築する	今後ますます高齢化が進捗し、年間168万人が亡くなると推計されている2040年を見据えた多死社会への対応が求められている。看取りについて考える府民意識の醸成をはじめとして、ACPの普及啓発、専門人材の養成、施設を含む多様な住まいでの看取り支援、地域で支え合う孤立させない環境づくりが必要と考えている。	⑧-1
②	認知症総合対策事業	その他主要事業	認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る。	国により令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が策定され、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和6年1月に施行されたところである。急速な高齢化進展に伴い、2040年には高齢者の4人に1人が認知症になると見込まれる現状を踏まえ、基本法においては、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる「共生社会」の実現に向け、認知症当事者の意見を重視した施策の推進、計画策定等、国・地方公共団体等の責務について明らかにしている。 府は2013年から全国に先駆けて独自で「京都市オレンジプラン」を策定しており、認知症の当事者視点の重視を基本とした施策の推進により、共生社会の実現に取り組んでいく方向性を定めている。	⑧-3
③	高齢者の権利擁護の推進	その他主要事業	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。	高齢者虐待の件数が年々増加しており、比例して困難事案も増加している。市町村等職員が虐待対応での初動期段階等、対応段階を常に意識して組織的な対応を学ぶ機会とする。この他、市町村から研修の開催希望があれば別途対応。今後も、市町村職員等の虐待対応の資質向上に資する研修を実施していきたい。	⑧-4
④	障害者の権利擁護の推進	その他主要事業	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。	障害者虐待の件数が年々増加しており、比例して困難事案も増加している。市町村等職員が虐待対応での初動期段階等、対応段階を常に意識して組織的な対応を学ぶ機会とする。この他、市町村から研修の開催希望があれば別途対応。今後も、市町村職員等の虐待対応の資質向上に資する研修を実施していきたい。	⑧-5
⑤	障害者に対する理解と交流促進活動	その他主要事業	「京都市障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施	引き続き共生社会の実現に向け、各種事業の実施を進めたい。	⑧-8
⑥	ヤングケアラー支援体制強化事業	その他主要事業	ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みづくりが必要であることから、認知度向上のための広報啓発と、関係機関の連携体制の構築を推進	⑧-10

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

健康福祉部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
⑦	オレンジリボンキャンペーン	その他主要事業	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間中にオレンジリボンキャンペーンを展開し、社会全体への広報啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> 郵便ポストや集配車両、バイクへの啓発ステッカーの掲出、スポーツイベントでの啓発活動により、幅広い世代の方に対して児童虐待防止について考えるきっかけを提供することができた。 R5年2月から新たにスタートした「親子のための相談LINE」の周知方法の検討や広報活動の協働企業の新規開拓が必要。 	⑧-11
⑧	自殺防止総合対策事業	その他主要事業	・産業医や事業所の衛生管理者など職域を対象としたゲートキーパー研修の実施	自殺者が増加傾向にある男性有職者や若年層の自殺防止を図るため、相談窓口の効果的な広報を行うとともに、京都産業保健総合支援センター等との連携を強化し、職域を対象としたゲートキーパー養成を実施することとしている。	⑧-14
⑨	社会福祉施設長研修	その他主要事業	社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施	現在、様々な方が社会福祉施設を利用されている状況を踏まえ、施設従事者においては、これまで以上に人権を尊重した利用者支援に取り組むことが求められている。また、社会福祉施設における利用者への虐待案件が無くならない現状も踏まえ、京都府社会福祉施設協議会や京都府社会福祉法人経営者協議会等の関係団体と連携しながら、今後とも、社会福祉施設長等を対象とした研修会を開催し、人権教育・啓発に取り組む。	⑧-22
⑩	社会福祉施設職員等研修	その他主要事業	子ども、高齢者及び障害者と接する機会の多い介護・福祉施設職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。	介護・福祉施設職員が、福祉援助者として必要な倫理・基本的姿勢を学び、人権意識をはぐくむ機会となっている。これまで開催方法を参集のみとしていたが、オンライン（ZOOM）のコースも新たに設けより多くの職員が参加しやすい受講環境に配慮する。また、参集会場も京都市内だけでなく、府北部会場も設定する。	⑧-23
⑪	京都府認知症介護に係る研修	その他主要事業	認知症高齢者を介護する介護職員等（初任者等、実践者、リーダー）に対して、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしと継続性のある支援について学ぶ研修を実施する。また、市町村における地域密着型介護施設の開設者、管理者、計画作成者等に対しても同様な研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組み等を学ぶ。	国が令和元年6月にまとめた「認知症施策推進大綱」、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、全国的に研修修了者の増加が求められる中、京都府においても引き続き研修を実施し、介護職員の質を向上することが求められている。	⑧-24

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

健康福祉部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
⑫	保育職員研修事業	その他主要事業	家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所等職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施	質の高い保育サービスを提供するため、保育所保育指針等に基づく人権に配慮した保育の実施や保護者の支援等に対する柔軟な対応が可能な保育士等を養成するとともに、保育に係る人材の確保を図る必要があるため、継続して実施していく。	⑧-25
⑬	児童虐待等総合対策事業（市町村児童相談担当職員研修）	その他主要事業	児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るための研修を実施	児童虐待相談件数の増加等により、児童相談所による専門的な対応が求められる一方で、地域におけるよりきめ細やかな支援体制の整備が求められている。児童福祉法改正により、最も身近な場所である市町村においては、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことと明確化され、都道府県は、これら市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うこととされた。さらに、令和4年法改正では母子保健と児童福祉を一体化した「こども家庭センター」を新たに設置することが市町村に求められるなど、児童虐待対応における市町村の役割がより重要となっている。今後も市町村職員の資質向上に資するものとなるよう研修内容の検討を行い、事業継続していく。	⑧-26

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

商工労働観光部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	公正採用選考啓発事業	その他主要事業	職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施	採用選考において、厚生労働省が定める就職差別につながるおそれがある14事項については、エントリーシートなどの応募用紙や採用面接などで把握してはならないとされているが、令和5年3月卒業の大学生等を対象に京都府と京都労働局が共同で実施したアンケート調査では、相当数の不適切な事例が報告されている。こうした実態の把握には、学生側にも正しい知識が必要であり、大学とも連携し、新たに大学ポータルや京都ジョブパークのSNS等を活用して学生への啓発を強化する。	⑨-1
②	企業内人権問題啓発セミナー	その他主要事業	企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人権担当者を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催	企業の人権担当者に対し、人権問題について正しい理解と認識を深め、人権尊重意識の高揚を図ることを目的に毎年開催している。近年、企業が調査会社に依頼して応募者の匿名のアカウント（いわゆる「裏アカウント」）を調査し、採用選考の参考にしていくことが報道等で明らかになるなど、不適切事例が後を絶たない状況にあり、その多くは採用する企業側の公正採用に対する認識不足が原因であるため、今後の研修では、正しい理解と認識に基づく人権に配慮した公正採用の啓発が必要とされる。また、令和5年度はバウハラを未然に防ぐアンガーマネジメント研修を併せて実施し、参加者からは好評であったことから、今後もより多くの企業に参加いただけるよう、時勢に合ったテーマの人権問題研修を公正採用の啓発と併せて実施する予定。	⑨-2
③	企業・職場人権啓発推進事業	その他主要事業	企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的として、講義形式の研修会を実施。	企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的に毎年開催している。令和5年度についてはコロナ5類移行に伴い、対面開催で実施したところ。また、研修の実施にあたっては、受講者に自分事として考えてもらうような講義となるよう、工夫して実施している。令和6年度は、府内4箇所で開催予定であり、令和5年度の研修会のアンケートから、参加企業が関心を持っている、または希望する内容を研修テーマとする予定。	⑨-3

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

農林水産部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	農林漁業関係団体職員人権啓発研修	その他主要事業	農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、研修を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の農林漁業関係団体職員等の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図ることを目的に長年、実施してきた。 ・コロナ禍でR2～R4は、動画視聴や参加人数の制限等を設けて実施してきたが、R5はコロナ禍前同様に会場開催で実施するとともに、研修動画を後日配信し、多くの方が視聴できるよう配慮した形で実施できた。 ・時宜を得たテーマ選定と実施方法、開催時期等について検討して実施したい。 	⑩-1
②	農村女性育成事業・京の農林女子パワーアップ支援事業	その他主要事業	農村における男女共同参画の推進や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発及び、女性の起業活動や社会参画活動の取組を支援するセミナー等の開催。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結数は増減がほぼ同数であり、横ばい状態である。今後は、後継者の就農・結婚など家族の変化に応じて、締結し直すように推進する。 ・女性の起業活動支援や組織育成のための講座やセミナーについては、京の農林女子ネットワークのメンバーを中心に案内をしている。今後も新規メンバーを開拓し、夫婦で参加できるよう案内の枠を広げていく。 	⑩-2

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

建設交通部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	建設業人権啓発研修	その他主要事業	府北部、南部それぞれで人権研修を実施し、人権に係る理解の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業は、地元雇用を支える重要な産業であり業界の健全な発展が求められ、また、業務の危険性や専門性から、経営者には高い倫理観が求められる。 ・R5年の参加者は北部・南部合わせて148名と、参加者数についてはここ数年（R2年及びR3年は中止）横ばい状態であるため、参加者数の増加へ向けて工夫が必要。 ・今後についても、参加者の増加や理解をより深めるため、研修内容、日程等の工夫に努めながら、引き続き研修を実施する。 	①-1
②	宅地建物取引業者人権啓発	その他主要事業	宅建建物取引士への法定研修や業界団体の研修機会等を捉え、人権研修を行い、人権に係る理解の増進を図る。 令和4年に実施した業界への人権アンケートを踏まえ、効果的な啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業は、業務の適正な運営と取引の公正とを確保しつつ、住生活の向上という社会的責務を担っており、人権意識等高い倫理観を持ち職務を遂行する必要がある。 ・今後も、令和4年に実施した業界への人権アンケートの結果の周知を図りつつ、参加者の理解がより深まるよう、アンケート結果も踏まえた普及啓発に努める。 	①-2

＜令和6年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

教育庁

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	あんしん「子育て－教育」京都プロジェクト事業	新規	市町村と連携し、マイナス1歳（産前）から成人までの子を持つ親の「子育てから教育」の悩みに寄り添い、解決に導くなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに悩みや不安を抱える保護者への支援が必要。 ・令和6年度は、保護者の不安や悩みに寄り添い、解決に導くための「子育て－教育コンシェルジュ」を設置し、子育て・教育相談の体制を構築する。 ・具体的には、府立学校専用の電話相談窓口を設置し、トータルアドバイスセンターの機能強化を図るとともに、専門家チームを設置し、相談内容の解決に向けた専門的支援や市町村教育委員会からの困難事案に係る相談対応等を行う。 	⑫-1
②	いじめ防止・不登校支援等総合推進事業	その他主要事業	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、全国的に不登校児童生徒数が増加を続けており、これまで以上の対応が必要。 ・令和6年度は、デジタルツールを活用した「心の健康観察」を試験的に実施するとともに、支援が結びついていない不登校児童生徒のアウトリーチ支援に向け、市町村が設置している教育支援センターの機能強化を図る。 ・また、すべての小・中・高等学校に毎週スクールカウンセラーを配置できるよう、小学校のスクールカウンセラーの配置回数を拡充する。 ・今後も、誰一人取り残されない学びの保障に向け、いじめ防止・不登校対策等を推進していく。 	⑫-2
③	効果の上がる学力対策事業	その他主要事業	児童生徒に確かな学力が身につくよう、基礎基本の徹底や個別課題に対応するための取組を充実し、学力向上に向けた実践的・効果的な支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、よりよい社会と幸福な人生を創り出すために、基礎学力の定着と希望進路の実現を図ることは重要であると認識している。 ・個別補充学習により、個に応じた指導を通じた基礎学力定着の取組を組織的・計画的に実施し、児童生徒の学力の下支えを確実に挙げる。 ・次世代型学力・学習状況調査により、学校全体及び個々の児童生徒のデータを把握・分析し、個々の児童生徒の課題に応じた具体的なアプローチを立案するとともに、認知能力と非認知能力をバランスよく高めるための取組を推進する。 	⑫-3